

# 公 示

下記のとおり、令和6年度森林景観を活かした観光資源の整備（動画撮影）業務の企画競争参加者を募集します。

なお、本業務に係る落札及び契約の締結は、当該業務に係る令和6年度予算が成立し、予算示達がなされることを条件とします。

## 記

### 1 件名

令和6年度森林景観を活かした観光資源の整備（動画撮影）業務

### 2 参加資格

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者である場合は、同条の特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 「令和4・5・6年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）」の「役務の提供等」の資格を有していること。

(4) 下記5の提出書類の提出期限の日において林野庁長官から「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止措置要領」に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

(5) 複数の団体が本業務の受託のために組織した共同事業体（民法（明治29年法律第89号）上の組合に該当するもの。以下同じ。）による参加も可とする。

この場合において共同事業体は、本業務を実施すること等について業務分担及び実施体制等を明確にした、構成する各団体（以下「構成員」という。）の全てから同意を得た規約書、全構成員が交わした協定書又は全構成員間での契約締結書（又はこれに準ずる書類）（以下「規約書等」という。）を作成する必要がある、全構成員の中から代表者を選定し、代表者は本業務に係る企画競争の参加及び業務の請負契約手続を行うものとする。

また、構成員は、上記（1）から（4）の要件に適合している必要がある。

なお、共同事業体に参加する構成員は、本業務において他の共同事業体の構成員となること又は単独で参加することはできない。

① 共同事業体の結成、運営等に関する規約書等を下記5に定める提出場所へ提出期限までに提出すること。

② 規約書等の作成にあたっては、業務分担及びその考え方並びに実施体制について、明確に記載すること。

### 3 契約候補者の選定方法

令和6年度森林景観を活かした観光資源の整備（動画撮影）業務に係る企画競争応募要領に基づき、提出された企画書等について審査を行い、契約候補者として1者を選定する。なお、企画提案会を行わず、書面審査とする。

### 4 契約条項を示す場所、企画競争資料を交付する場所及び日時

(1) 場 所 本案件に係る資料は次の期間中、林野庁 HP に掲載されるので、ダウンロードして入手するものとし、紙での配布は行わないので注意すること。

(2) 日 時 令和6年3月29日（金曜日）～令和6年4月11日（木曜日）  
（ただし、行政機関の休日を除く。）

- (3) 企画競争資料 企画競争資料には、企画競争応募要領のほか、以下の書類を含む。
- ア 企画競争参加申込書
  - イ 企画作成のための仕様書
  - ウ 農林水産省の広報に関するガイドライン
  - エ 企画審査手順
  - オ 請負契約書（案）

5 企画書等の提出期限・提出方法及び提出場所

- (1) 提出期限 令和6年4月22日（月曜日）午後5時
- (2) 提出方法 持参、郵送（書留郵便に限る。）
- (3) 提出場所 東京都千代田区霞が関1-2-1  
林野庁経営企画課国有林野総合利用推進室利用企画係  
（北別館8階ドア番号「北813」）

6 企画案の無効

本公示に示した参加資格を満たさない者の企画書等は無効とする。

7 その他

本公示に記載なき事項は、令和6年度森林景観を活かした観光資源の整備（動画撮影）業務に係る企画競争応募要領による。

以上公示する。

令和6年3月29日

支出負担行為担当官  
林野庁長官  
青山 豊久

1. 農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。詳しくは、当庁のホームページ（[https://www.rinya.maff.go.jp/j/kouhou/cyotatu\\_nyusatu/attach/pdf/index-13.pdf](https://www.rinya.maff.go.jp/j/kouhou/cyotatu_nyusatu/attach/pdf/index-13.pdf)）をご覧ください。
2. 農林水産省は、経済財政運営と改革の基本方針2020について（令和2年7月17日閣議決定）に基づき、書面・押印・対面の見直しの一環として、押印省略などに取り組んでいます。